

令和5年度事業計画

1. 基本方針

日本の生産年齢人口（15歳～64歳）は、1995年をピークに減少に転じ、2065年には全人口の51.4%にまで減少すると言われています。30年後には全人口の約半数が65歳以上という超高齢化社会になっております。定年延長や継続雇用制度等も定着してきましたが、現実には更なる労働力人口の減少が懸念されており、高年齢者の労働能力をいかに有効活用するかが、国を挙げての重要課題となっております。

このような状況の下、「生涯現役社会」を目指して、元気な高齢者が活躍するシルバー人材センター事業が果たす役割は、ますます重要となっております。

しかしながら、経済不況に伴う受注減、労働環境の変化、コロナ禍による会員数の減少等、シルバー人材センターを取り巻く環境は依然、厳しい状況にあります。当センターといたしましても地域に存在意義を積極的に啓発していきたいと考えております。

以下、事業内容について次の通り報告します。

2. 基本計画

- (1)会員拡大の強化
- (2)就業機会の開拓・拡大
- (3)普及啓発活動の推進
- (4)シルバー派遣事業の推進
- (5)安全・適正就業の徹底と事故防止
- (6)会員のデジタル利用促進事業の実施
- (7)関係機関・団体との連携

3. 実施計画

(1)会員拡大の強化

センター事業の根幹をなす会員数を確保するため、高齢者の雇用情勢を見極めながら、会員拡大を重要課題とし、減少傾向にある会員を増加させるため、「会員紹介キャンペーン」による口コミの強化、啓発活動等による積極的な入会促進活動を実施し、会員拡大を推進します。

- ①「会員紹介キャンペーン」による口コミの強化
- ②新聞折り込みチラシを活用した会員募集
- ③いきいきシニアクラブスポーツ大会に出向きパンフレットを配布
- ④退会防止に向けた取り組み

(2)就業機会の開拓・拡大

就業の基本である「皆で開拓、皆で就業」を合言葉に、会員一人一人が発注者の満足度を高め、信頼関係を築けるよう、会員総参画による就業開拓を推進し、一般家庭、民間企業及び関係団体等の訪問等を実施し、就業ニーズの把握を行い、会員の意欲と能力に応じた就業機会の開拓に努めます。

- ①一般家庭に新聞折り込みチラシを配布
- ②市広報誌への記事掲載
- ③就業開拓部会員による、賛助会員への開拓訪問
- ④ホームページを活用した公平な就業情報の提供

(3)普及啓発活動の推進

普及啓発活動は、会員数の拡大、会員の意識向上、就業機会の開拓等に必要なものです。地域社会にシルバー事業を広くPRすることにより、シルバー事業の意義や活動内容等が正しく理解されるよう普及啓発活動を積極的に行います。

- ①「シルバー越前市」を発行し、市内全戸配布
- ②会員ふれあい作品展(趣味の作品展示)
- ③親子体験学習の実施
- ④「三世代交流事業「一緒に遊ぼう」」実施
- ⑤県連合主催「シルバーフェスタ」への参加
- ⑥奉仕活動の実施
- ⑦シルバーショップ「ある座」の活用
- ⑧ホームページの充実及びフル活用(就業情報、活動情報の提供)

(4)シルバー派遣事業の推進

地域社会の多様なニーズにこたえるとともに、会員の知識・技能・経験・能力に基づく就業ニーズに対応するため、指揮・命令を伴う、他の社員と混在しての仕事などは、派遣法に基づき、請負・委任からの転換、及び、新たに受注できなかった仕事などについては、実施事務所としてシルバー派遣事業を活用して適正就業化、受注・就業拡大を図ります。

(5)安全・適正就業の徹底と事故防止

就業途上の交通事故や就業中の事故防止に向け、安全意識を啓発するため、安全・適正就業委員会による安全巡回パトロールの充実、「安全だより」の発行など、安全就業の徹底に努めます。

また、会員自らが健康管理を常に注意することが大切であり、今後も会報や諸会議等、あらゆる機会を利用し健康意識の高揚を図ります。

- ①「安全だより」の発行
- ②安全・適正就業講習会の開催

- ③福井県シルバー人材センター連合、安全・適正就業委員会による安全パトロール
- ④市と連携し、健康診断の積極的受診の推進と健康管理
- ⑤健康で安心して働くよう、フレイル予防教室等の定期開催

(6)会員のデジタル利用促進事業の実施

センターのデジタル化を進めるにあたり、センターと会員間の連携を図るアプリ等について、会員が積極的に活用できるよう、会員向けにパソコンやスマートフォン等のデジタル機器の操作説明会や研修会等の取組を行います。

- ①SMS(ショートメッセージ)機能を活用した情報の一斉送信
- ②外部講師によるスマホ体験会
- ③ホームページを活用した、迅速な情報更新

(7)関係機関団体との連携

センター事業への理解や協力を得るため、関係機関等との情報交換を行い、センター事業の推進を図ります。また、他シルバー人材センターとの情報交換や事業協力をしています。

また、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」が導入されます。

この制度が導入されると、シルバー人材センター事業の運営に大きな影響を及ぼし、契約方法の見直しへの対応が想定されるため、事務処理の適正化に向け、できる限り事業運営に支障をきたさないように、国・各シルバー人材センターの動向を注視しながら、的確な対応に取り組みます。

なお、この取り組みについては、会員や顧客にご理解いただけるよう、様々な機会を捉え、丁寧な説明に努めてまいります。